

ひこにゃん デザインマニュアル

HIKONYAN DESIGN MANUAL



目次

はじめに	1
基本事項	1
ひこにゃん図形	2
指定色	5
ひこにゃん図形（反転タイプ）	5
ひこにゃん図形（単色タイプ）	6
ひこにゃん図形（反転・単色タイプ）	6
ひこにゃん図形（単色ネガタイプ）	7
ひこにゃん図形（反転・単色ネガタイプ）	8
ひこにゃん写真（カラータイプ）	9
ひこにゃん写真（反転・カラータイプ）	9
ひこにゃん写真（単色タイプ）	9
ひこにゃん写真（反転・単色タイプ）	9
部分使用	10
一部分の省略	11
他の図形等との組み合わせ	13
シルエットによる使用	14
使用禁止例	16

はじめに

「ひこにゃん」は、国宝・彦根城築城400年祭のメインキャラクターとして登場し、国宝・彦根城築城400年祭の成功と彦根のまちの活性化に大きく貢献しました。

このマニュアルは、今後とも、「ひこにゃん」が広く皆様に親しまれ、愛されるよう、また、その活躍が彦根市の知名度と好感度を高め、さらなるまちの活性化につながるようするため、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の使用基準を定めたものです。

皆様方の積極的なご活用をお願い申し上げます。

基本事項

- ① 「ひこにゃん図形」および「ひこにゃん写真」に関する著作権・商標権は、彦根市に帰属します。そのため、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」を使用する場合は、必ず事前に申請を行い、彦根市の許諾を受けてください。
 - ② 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の使用は、このマニュアルに従って正しく使用してください。このマニュアルに示すもののほか、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」を変形したり、改変して使用することはできません。
 - ③ 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」を使用する物件の完成見本を、申請時に彦根市に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真等確認できるものを提出してください。
 - ④ 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」を商品として営利目的に使用する場合は、有償使用とさせていただきます。
-

ご使用いただける「ひこにゃん図形」は、次のとおりです。

ひこにゃん

図形－ 1

図形－ 2

図形－ 3



図形－ 4



図形－ 5



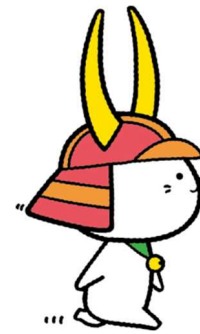
図形－ 6



図形－ 7



図形－ 8



図形－ 9



ひこにゃん鳥人間コンテストコラボレーション

図形－ 1



図形－ 2



図形－ 3



図形－ 4



図形－ 5



図形－ 6



※注意

鳥人間コンテストコラボレーションイラストのライセンス表示は「©HIKONE/ytv」を入れてください。

また、商標申請の際は下記の利用ルールに従ってください。

利用ルール：

1. ひこにゃんの使用料とは別に、下記の鳥人間コンテストの商標使用許諾料が必要です。

消費税込希望小売価格×3%×商品化許諾（製造）数量

（小数点以下第一位を四捨五入）

2. 「鳥人間コンテスト」ロゴ（3種のいずれか）を入れてください。
3. 「彦根」「HIKONE」「ひこね」など、彦根市を表す文字を入れてください。

●鳥人間コンテストロゴ3種

鳥人間コンテスト



鳥人間コンテスト
BIRDMAN RALLY

指定色

ひこにゃん

■D I Cカラー（17版）

- ・あざやかな黄 : D I C. 166
- ・あざやかな赤 : D I C. 116
- ・あざやかな黄赤 : D I C. 162
- ・あざやかな緑 : D I C. 131
- ・スミ :

■プロセスカラー

- ・あざやかな黄 : M-10%・Y-100%
- ・あざやかな赤 : M-80%・Y-50%
- ・あざやかな黄赤 : M-50%・Y-80%
- ・あざやかな緑 : C-70%・Y-90%
- ・スミ :

（口の中）

■D I Cカラー（15版）

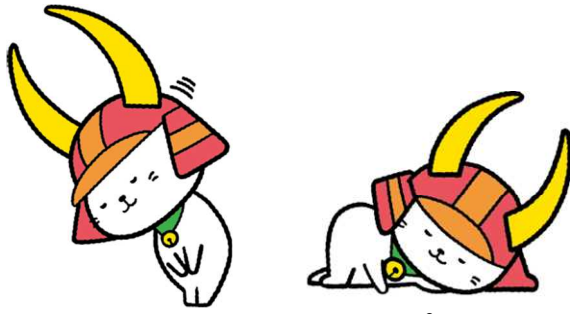
- ・あざやかな赤 : D I C. 196
- ・明るい赤 : D I C. 77

■プロセスカラー

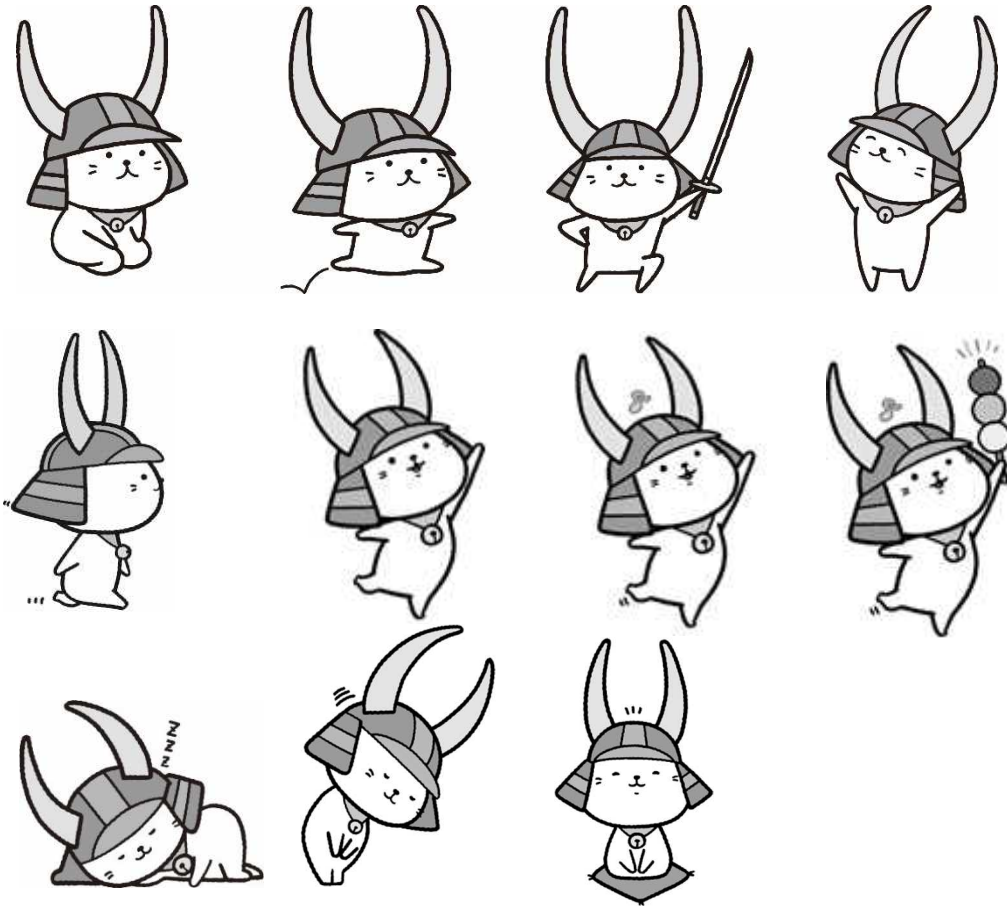
- ・あざやかな赤 : M-95%・Y-70%・K-33%
- ・明るい赤 : M-72%・Y-46%・K-09%

ひこにゃん図形（反転タイプ例）



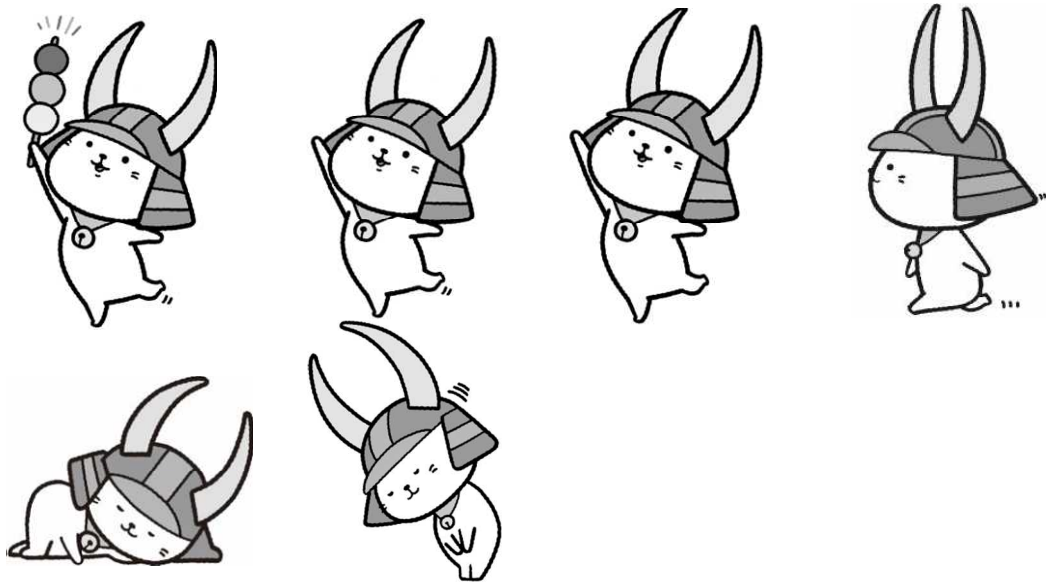


ひこにゃん図形（単色タイプ例）

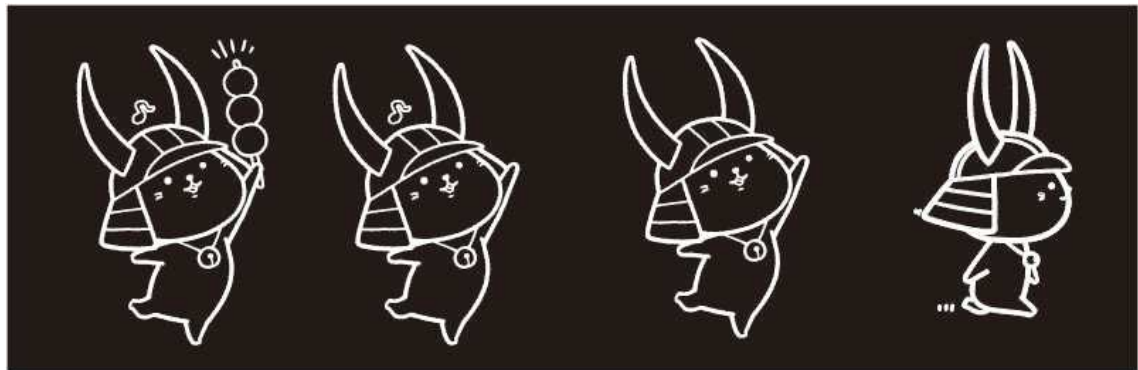
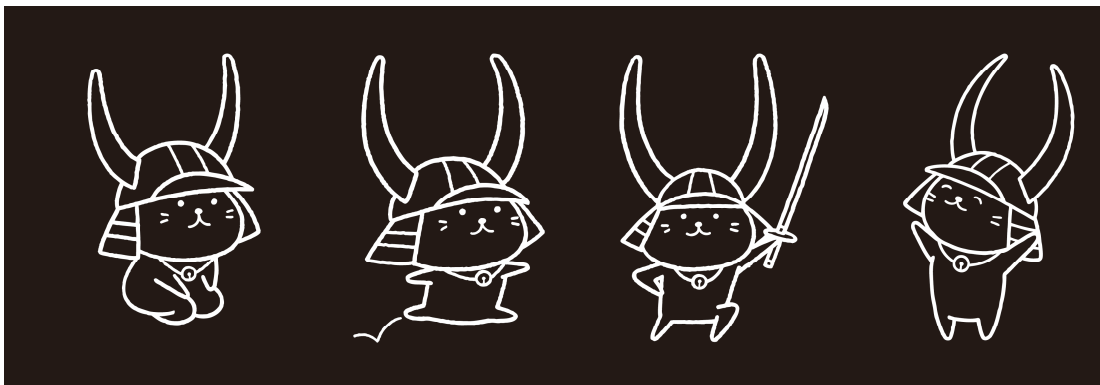


ひこにゃん図形（反転・単色タイプ例）





ひこにゃん図形（単色ネガタイプ例）





ひこにゃん図形（反転・単色ネガタイプ例）



使用いただける「ひこにゃん写真」は、次のポーズとなります。

ひこにゃん写真

写真-1

写真-2

写真-3

写真-4



写真-5



写真-6



写真-7



写真-8



写真-9



写真-10



写真-11



写真-12



ひこにゃん写真（反転タイプ例）



ひこにゃん写真（単色タイプ）（反転・単色タイプ）

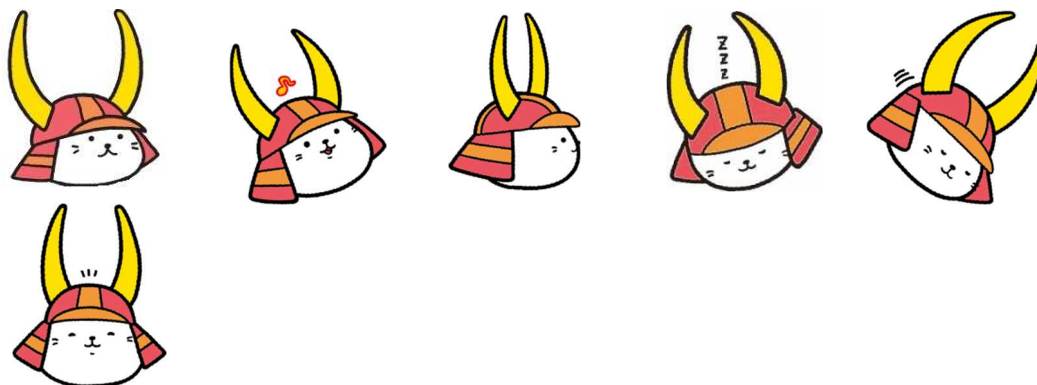


部分的な使用

「ひこにゃん図形」は、以下に示す例のとおり、図形の部分的な使用をすることができます。

○部分的な使用の例

- ・顔の部分だけを使用する場合

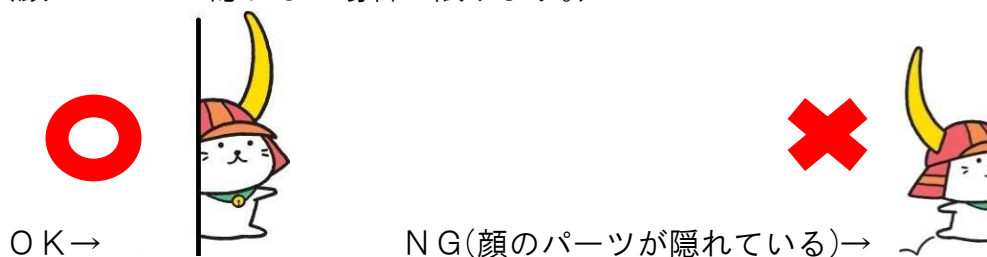


一部分の省略

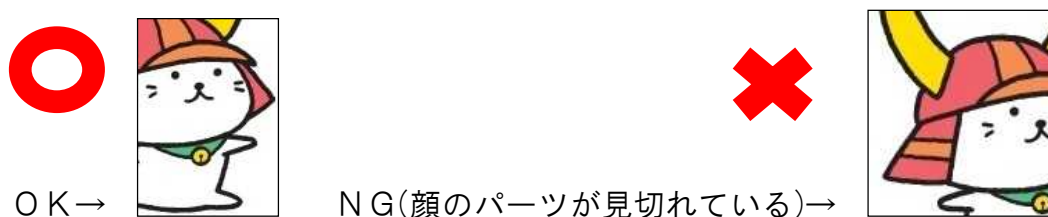
「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」は、以下に示す例のとおり、図形または写真の部分的な使用をすることができます。

○一部分の省略の例

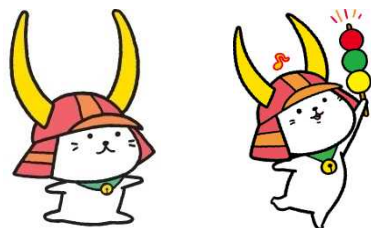
- ・他の図形との重なりにより、図形の一部が隠れる場合
(顔のパーツが隠れない場合に限りです。)



- ・図形の全体が入りきらず、図形の一部が見切れる場合
(顔のパーツが見切れない場合に限りです。)



- ・ 図形の『✓』『♫』（とびはねマーク）を省略する場合



- ・ お団子、音符を省略する場合



- ・ 『zzz』を省略する場合

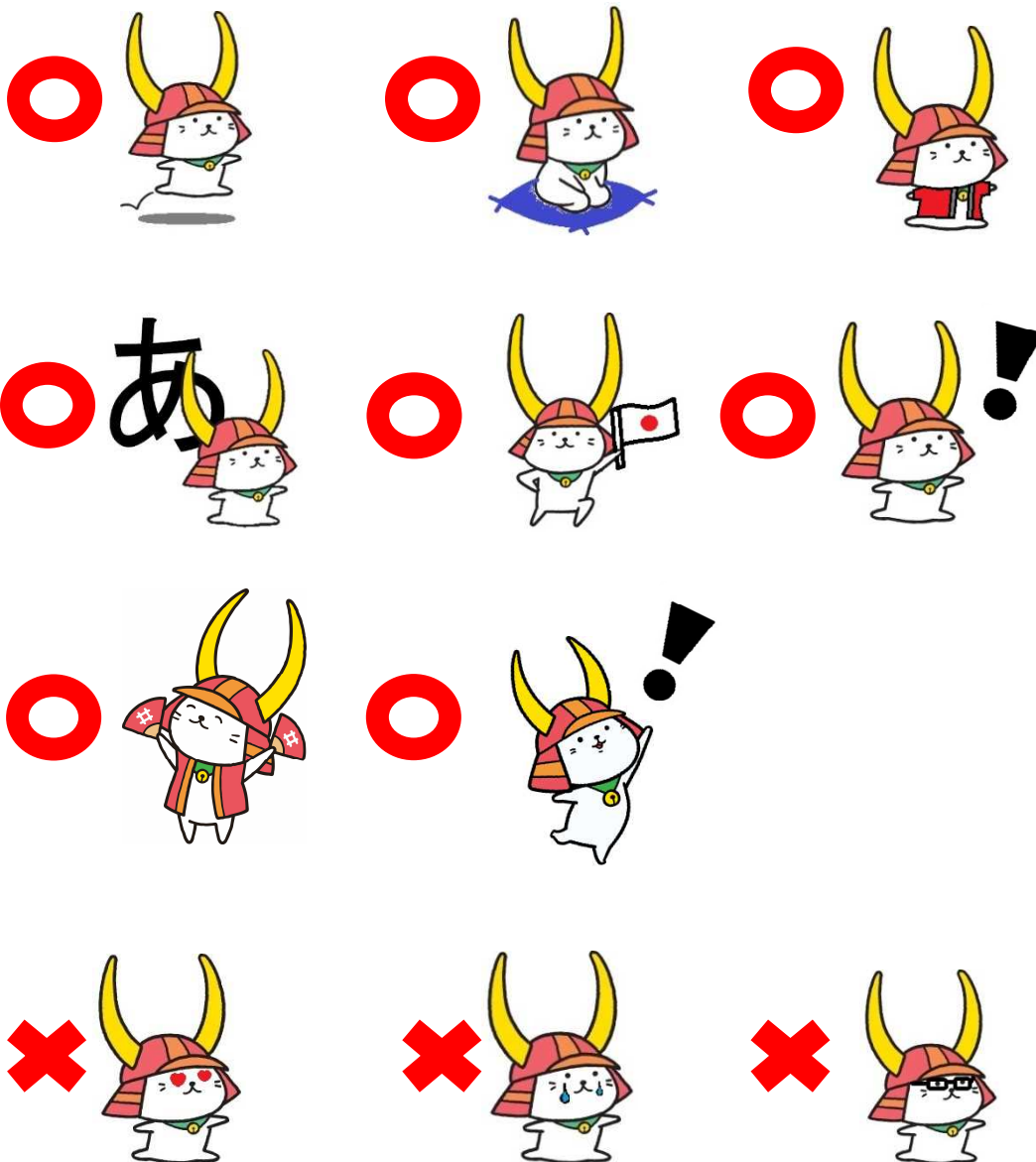


- ・ 立体物でその性質上開口部を設ける必要がある場合
（例：貯金箱における硬貨投入口など）

他の図形等との組み合わせ

「ひこにゃん図形」は、以下に示す例のとおり、他の図形や文字などと組み合わせ使用することができます。

○他の図形等との組み合わせの例

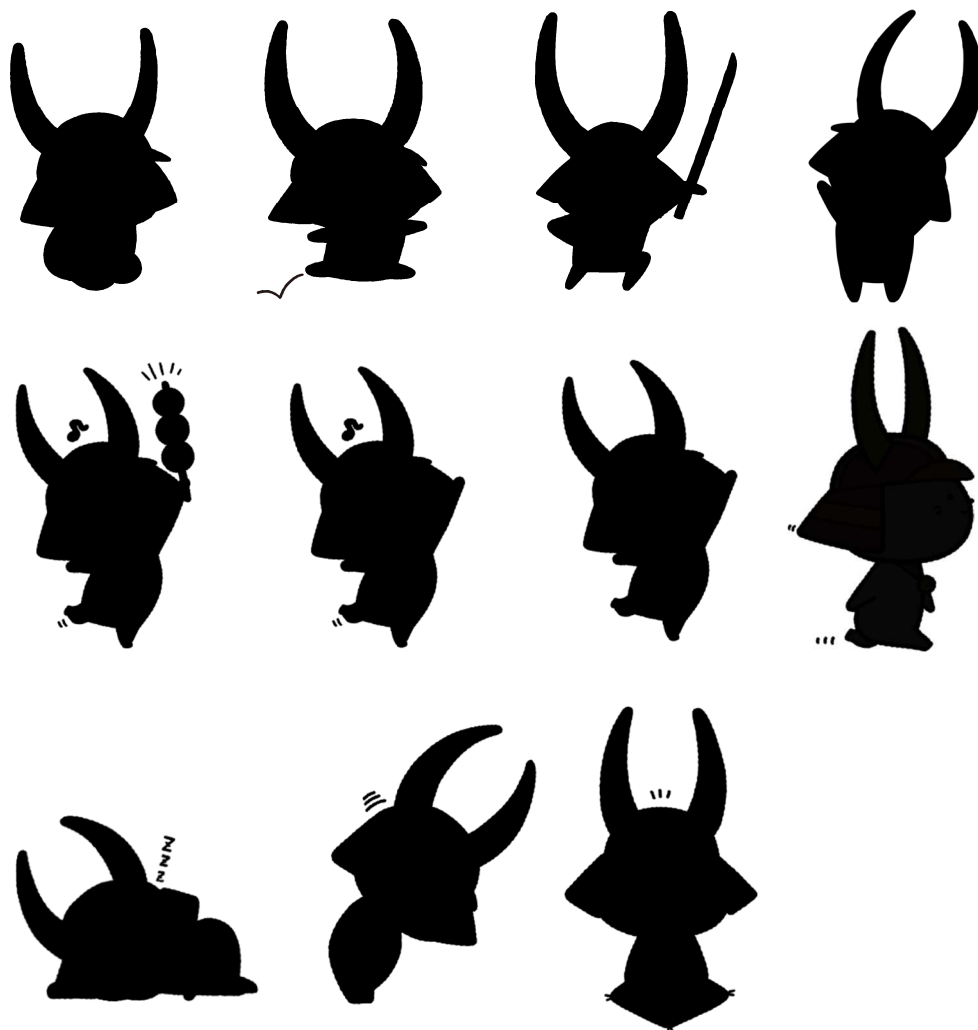


シルエットによる使用

「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」は、次のとおりシルエットによる使用をすることができます。

また、シルエットタイプについては、下記に示す例のとおり、着色したり、他の図形、模様、文字などと組み合わせて使用することができます。

ひこにゃん図形（シルエットタイプ例）

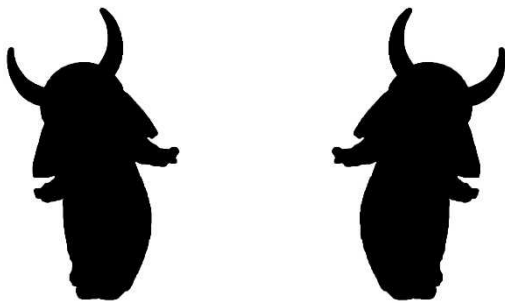


ひこにゃん図形（反転・シルエットタイプ例）





ひこにゃん写真（シルエットタイプ）（反転・シルエットタイプ例）



○着色、他の図形等との組み合わせの例（シルエットタイプ例）



着色



模様



文字



写真

使用禁止例(図形・写真共通)

次のような使用は、禁止します。

- × 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」のたて・よこ比率を変えているもの
- × 指定色以外を使うなど「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の色を変えているもの
- × 立体物でその表現が「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の立体物と認められないもの
- × 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」に吹き出しがついているもの

なお、部分的な使用、一部分の省略および他の図形等との組み合わせによる場合も含め、「ひこにゃん」のイメージを損なうおそれや、特定の年齢や性別を連想させたり、特定の商品や企業のキャラクターと誤認されるなど彦根市が意図しない「ひこにゃん」のイメージ付けにつながるおそれがあると彦根市が認める場合には、上記に該当しない場合であっても「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の使用を禁止する場合があります。

例外事項

彦根市が認める場合に限り、このデザインマニュアル記載の方法以外の使用方法を認める場合があります。

このマニュアルに定めているもののほか、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の使用に関してご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

令和5年6月改定版 19

彦根市役所 エンタテインメント課 ひこにゃんブランド推進室

TEL 0749-30-6153 FAX 0749-24-9676
E-mail hikonyan@ma.city.hikone.shiga.jp